

第48期 報告書

(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)

株主の皆様へ



株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第48期報告書をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

さて、当社の会計事務所事業部門では、栃木本社、システム開発研究所、東京本社及び全国で56都市に設置するSCGサービスセンターならびに9都市に設置する統合情報センターを拠点として、TKC全国会が掲げる重点活動テーマ（1. 会計指導力を強化し、企業の存続発展に貢献しよう、2. 書面添付を推進し、税理士業務の完璧な履行を目指そう、3. 決算書の信頼性向上を図り、金融機関との連携を深めよう、4. 会員数の拡大活動に参画し、組織の活性化を図ろう）の達成を支援するため、財務会計システムや税務情報システム、会計事務所の関与先企業を対象とするFXシリーズ等の自計化システムの充実に努めてまいりました。また、連結会計、連結納税、国税と地方税の電子申告等のシステムの普及による会計事務所市場の拡大を図るとともに、中堅・大企業市場の開拓、法科大学院向けの教育学習支援システムの普及等に努めてまいりました。

一方、地方公共団体事業部門においては、栃木本社及び全国で11都市に設置する営業所を拠点として、顧客市町村の税務と住民基本台帳に係る基幹業務システムを充実するとともに、クラウドサービスの提供を中心として電子自治体構築のための支援を強化してまいりました。また、社会保障と税の一体化などに係る制度改正も進められており、これらにも積極的に対応して、営業地域の拡大とコンサルティング・サービスの充実に努めてまいりました。

こうした活動の結果、当期における当社連結グループの経営成績は、売上高54,502百万円（前期比2.6%増）、営業利益6,192百万円（前期比3.8%増）、経常利益6,401百万円（前期比3.5%増）、そして当期純利益3,604百万円（前期比2.2%減）となりました。これに伴い、期末配当金につきましては、1株につき22円とさせていただきます。

第49期につきましても、会計事務所と地方公共団体に対するコンピュータ・サービスに専門特化しながら、最新のICTを積極的に活用し、お客さまの事業を成功に導く新しいソフトウェア製品の開発とサービスの一層の充実を図ってまいります。

つきましては、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年12月

代表取締役社長 角 一幸

目次

株主の皆様へ	1
企業集団の現況	2
連結貸借対照表	16
連結損益計算書	17
連結株主資本等変動計算書	18
連結注記表	19
会社概要	23
役員 の 状 況	24
株主MEMO	25

本社ビル



企業集団の現況

1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人及び税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの2つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① T K C統合情報センター（全国9都市）によるコンピュータ・サービス
 - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
 - 2) データストレージ・サービス
 - 3) ダウンロード・サービス
- ② T K Cインターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピュータ・サービス
 - 1) インターネット・サービス
 - 2) イントラネット・サービス
 - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
 - 4) データベース・サービス
 - 5) データストレージ・サービス
 - 6) データバックアップ・サービス
 - 7) データセキュリティ・サービス
- ③ パソコンまたはクライアント・サーバに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザに対する総合的な教育研修サービス

2. 当社グループの通期業績の推移

株式会社T K C及びその連結子会社等4社を含む連結グループの当期における経営成績は、売上高が54,502百万円（前期比2.6%増）、営業利益は6,192百万円（前期比3.8%増）、

経常利益は6,401百万円（前期比3.5%増）、当期純利益は3,604百万円（前期比2.2%減）となりました。

当期の売上高・営業利益・経常利益は前期実績を超える結果となりました。その主たる要因は、会計事務所事業及び地方公共団体事業の両部門において、いずれもクラウドサービスの受注が順調に伸展しソフトウェア及びシステム立ち上げに係る売上が増加したことによります。なお、当期純利益が前期と比較し減少した要因は、平成26年3月に公布された復興特別法人税の前倒し廃止による法定実効税率の引き下げに伴い、繰延税金資産を取り崩したことによります。

当期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

- ① 会計事務所事業部門における売上高は39,772百万円（前期比1.9%増）、営業利益は5,446百万円（前期比1.4%増）の業績となりました。
- ② コンピュータ・サービス売上高は、前期比3.3%増となりました。これは、中堅企業向け統合型会計情報システム「F X 4クラウド」をはじめとするクラウドサービスの利用件数が伸展していることによるものです。
- ③ ソフトウェア売上高は、前期比3.2%増となりました。これは、F X 4クラウドの利用法人数が伸展し、ソフトウェアレンタル売上が増加したことによるものです。
- ④ コンサルティング・サービス売上高は、前期比11.1%減となりました。これは、F X 4クラウドについて、クライアント・サーバ型システムからクラウドサービスへの移行が進み、ハードウェア保守料収入が減少していることによるものです。
- ⑤ パソコン、サーバ等のハードウェア売上高は、前期比2.4%減となりました。これは、平成26年4月9日をもってマイクロソフト社がWindowsXPのサポートを終了したことと、平成26年4月1日からの消費税増税の影響による需要増により、パソコンの新機種へのリプレースが堅調に推移する一方で、クラウドサービスへの移行の伸展により、サーバの需要が減少したことによるものです。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

- ① 地方公共団体事業部門における売上高は11,453百万円（前期比5.3%増）、営業利益は726百万円（前期比47.4%増）の業績となりました。
- ② コンピュータ・サービス売上高は、前期比3.1%増となりました。これは、基幹系システムのクラウド化の伸展とともに、クラウド基盤利用料が増加したことによるものです。
- ③ ソフトウェア売上高は、前期比27.4%増となりました。これは、子ども・子育て支援新制度の創設に伴うシステム開発や、臨時福祉給付金等のシステム改修対応を行ったことによるものです。
- ④ コンサルティング・サービス売上高は、前期比2.9%減となりました。これは、前期は地方税電子申告に関連する導入支援業務が増加しましたが、当期においては全団地で地方税電子申告受付環境の整備が完了したことによるものです。
- ⑤ パソコン、サーバ等のハードウェア売上高は、前期比23.5%減となりました。これは、T A S Kシステムについてクライアント・サーバ型システムからクラウドサービスへの移行が進み、サーバの販売台数が減少していることによるものです。

(3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

- ① 印刷事業部門における売上高は3,277百万円（前期比2.2%増）、営業利益は6百万円（前期比92.6%減）の業績となりました。
- ② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比7.7%増となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退が続いているものの、新たな定期大口帳票案件の獲得により受注が増えたことによるものです。
- ③ データプリントサービス関連商品の売上高は、前期比1.8%減となりました。これは、前期は選挙関連商品の受注がありましたが、当期はこれがなかったことに加え、官公庁の大口スポット商品等が減少したことによるものです。
- ④ 営業利益の減少は、ビジネスフォーム関連の大口受託により、版下作成等の費用が増加したことによるものです。

3. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づいて、顧客である税理士または公認会計士（以下、TKC会員）が組織するTKC全国会（平成26年9月30日現在の会員数は1万700名）との密接な連携の下で事業を展開しています。

（注）TKC全国会については、『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ（<http://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

(1) TKC全国会の活動について

① TKC全国会創設50周年（2021年）に向けての政策課題と戦略目標

TKC全国会では、「TKC全国会創設50周年に向けての政策課題と戦略目標」を掲げ、TKC会員事務所数の拡大と関与先企業数100万社を目指した戦略目標を設定するとともに、「中小企業の存続・発展の支援」に向けた積極的な取り組みを行っています。

その具体的な戦略目標は以下のとおりです。

- 1) TKC会員事務所数：1万超事務所
- 2) TKC会員事務所の税理士数：1万5,000人
- 3) K（継続MASシステムの徹底活用）・F（TKC自計化システムの普及）・S（税理士法第33条の2による「書面添付」の実践と「記帳適時性証明書」の決算書への積極的な添付と開示、「中小会計要領」の普及）：各50万社
- 4) 巡回監査士数：2万人
- 5) 企業防衛加入関与先企業数：30万社

② TKC全国会の重点活動テーマ

平成26年1月17日に開催されたTKC全国会政策発表会において、政策課題と戦略目標を実現するためのロードマップが発表され、統一行動テーマ「Chance, Change and Challenge 未来を拓く。TKC会計人の新成長戦略2021！」が掲げられました。

T K C 全国会では、創設50周年までの期間を3つに分け、その第1ステージとなる平成28年12月末までの具体的な活動を以下のとおり定めています。

- 1) 会計指導力を強化し、企業の存続発展に貢献しよう
 - a. 経営者の計数管理能力の向上を支援する（T K C 自計化システムを活用）
 - b. 関与先企業の業績管理体制の構築を支援する（継続M A S システムを活用）
 - c. 巡回監査を通じて月次決算体制の構築を支援する（巡回監査支援システムを活用）
- 2) 書面添付を推進し、税理士業務の完璧な履行を目指そう
 - a. 書面添付実践事務所数を拡大する
 - b. 書面添付実践件数を増やす
 - c. 書面添付の記載内容の充実を図る
- 3) 決算書の信頼性向上を図り、金融機関との連携を深めよう
 - a. 「記帳適時性証明書」を決算書に添付する
 - b. 税理士法第33条の2による書面を決算書に添付する
 - c. 中小会計要領（または中小会計指針）に準拠した決算書を作成する

4) 会員数の拡大活動に参画し、組織の活性化を図ろう

こうしたT K C 全国会の活動は、当社が提供するシステムやサービスの活用が前提となっています。当社ではT K C 会員が社会の変化への確に対応していけるよう、中小企業の存続と発展に役立つコンピュータ・サービス、ソフトウェアなどの開発・提供へ積極的に取り組んでいます。

(2) 高まる税理士への社会からの期待

T K C 全国会の活動の背景には、税理士が果たす役割に対して社会からの期待が高まってきていることが挙げられます。

「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（中小企業経営力強化支援法）」（平成24年8月30日施行）により、税理士・税理士法人等は、中小企業に対する経営

支援の担い手として公的な支援機関である「経営革新等支援機関」（以下、認定支援機関）に位置づけられました。

また、平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」（経営者保証に関するガイドライン研究会）でも、経営者に対して事業計画の作成や業績見直し、及びその進捗状況等の財務状況の正確な把握と適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保が求められ、信頼性の向上の観点から「外部専門家（公認会計士・税理士等）」による検証とその結果を併せた開示が望ましいとされました。

(3) 「T K C 経営戦略2021」と営業組織体制の見直しについて

当社は平成26年1月に「T K C 経営戦略2021」を発表しました。これはT K C 全国会の戦略目標達成支援を目的とするもので、当社が果たすべき役割を「T K C 会員事務所数1万超事務所」と「T K C 自計化システム50万社」の2つと定め、それに対する施策をまとめたものです。

また、この活動をより効果的に実行するため、平成26年4月1日付で営業組織体制の見直しを行い、第3四半期からは新たな体制の下で以下の3つに注力して活動を展開しました。

① 「T K C 会員事務所数1万超事務所」達成に向けた活動

T K C 全国会ニューメンバーズ・サービス委員会は、「T K C 会員事務所数1万超事務所」を実現するための会員増強活動計画を掲げ、さまざまな活動を展開しています。

当社では全国で20のT K C 地域会に設置された会員増強プロジェクトと連携し、T K C 会員から未入会税理士の紹介を受ける活動を実施するとともに、個別の訪問活動等を通じて継続的に入会促進を行うべき対象を絞り込み、会計事務所経営セミナーやT K C 会員事務所の見学会への参加促進などの活動を行いました。

こうした活動の結果、当期におけるT K C 全国会への入会数は過去5年間で最高の300名となりました。

② 「TKC自計化システム利用企業50万社」達成のための活動

中小企業に対する自計化推進活動（「FX2」と「e21まいスター」の推進活動）

当社では、中小企業経営者が自社の経営状況をタイムリーに把握するとともに、経営改善計画の進捗状況の確認を支援する自計化システム「FX2」と「e21まいスター」の普及促進に注力しています。

当期においては、その利用促進策として新たな処理方式の開発・提供と会員事務所に対する価格政策をとるとともに、TKC社員がTKC会員事務所と同行して関与先経営者に直接提案する、より積極的な活動スタイルへ転換しました。

こうした活動の結果、社員が同行した関与先企業の約70%でTKCシステムが採用され、当期の自計化システムの利用企業の増加数は過去最高となり、平成26年9月30日現在で20万社超の関与先企業に利用されています。

③ 中堅企業に対する自計化推進活動（FX4クラウドの推進活動）

当社では、TKC会員事務所の中堅優良関与先の離脱防止と関与先拡大を支援するため、年商5億～50億円規模の中堅企業向け統合型会計情報システム「FX4クラウド」を提供しています。当期においては、TKC全国会中堅企業自計化推進プロジェクトが掲げる目標・純増5,000社（期間：平成24年1月～26年12月末）達成を支援するため、推進対象企業の把握とともに、「TKC会員によるサポート」や「経理業務の合理化」「迅速な意思決定の支援」を積極的に訴求し、利用促進に注力しました。

こうした活動の結果、「FX4クラウド」の利用企業数は、平成26年9月30日現在で約5,400社となっています。

(4) 「TKC全国会7000プロジェクト」への支援活動

TKC全国会では、平成26年3月20日に開催されたTKC全国会正副会長会において、「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」へ積極的に取り組むことを決議しました。これは、認定支援機関として登録したTKC会員が関与先企業の経営改

善計画策定を支援し、平成27年3月の事業終了までに7,000件の利用申請を実施することで、社会からの期待に応えようというものです。

当社では、このプロジェクト活動の支援を通じて「経営改善計画書」の策定に役立つ継続MA Sシステムの活用を促進するとともに、認定支援機関である未入会税理士に対してTKC会員の積極的な取り組みとそのノウハウを紹介してTKC全国会への入会を促進しました。

(5) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

① 「記帳適時性証明書」の提供

当社では、TKC会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として、「記帳適時性証明書（会計帳簿作成の適時性〈会社法第432条〉と電子申告に関する証明書）」を発行しています。これは、過去データの遡及的な加除訂正処理（追加・訂正・削除）を禁止する当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたもので、TKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを適時に完了したことを、株式会社TKCが第三者として証明するものです。

記帳適時性証明書は金融機関からも高く評価され、平成26年9月30日現在、三菱東京UFJ銀行の融資商品「極め」をはじめ商工組合中央金庫など全国39の金融機関において、融資や金利優遇の判断に記帳適時性証明書を用いる融資商品が発表されています。

当社では、積極的な広報・広告活動を通じて、記帳適時性証明書の認知度向上と理解の促進を図りました。

② 中小会計要領の普及支援活動

TKC全国会では、「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成」の基盤となる「中小会計要領」の活用を戦略目標の一つに掲げ、その普及促進活動へ取り組んでいます。

当社では、当期において、決算書の個別注記表に中小会計要領に準拠している旨の記述があることを確認できるよう「記帳適時性証明書」を改訂するとともに、TKC会員に対する研修開催を支援しました。こうした活動の結果、平成26年9月30日までに約5,700事務所が中小会計要領を活用し、適用企業数は15万6,000社超となっています。

(6) 改正消費税法への対応について

平成26年4月より適用する消費税率が改定されました。

当社の財務会計システムは、かねてより消費税の複数税率に対応しており、大きなシステム改訂等を行うことなく対応を終了しました。

(7) 関与先拡大支援

① 中堅・大企業市場における関与先拡大支援

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、グループの成長戦略として海外展開を準備する企業が増える一方、すでに海外展開している企業では海外子会社の財務情報の適正性、正確性、迅速性が課題となるなど、海外子会社を含めたグループ業績管理体制の強化が必至となっています。また、IFRS（国際会計基準）については、上場企業を中心に任意適用企業が増加しています。

税務分野においては連結納税制度の適用法人が年々増加し、その裾野は中堅・大企業から中小企業へと広がっています。さらに、全ての市区町村が地方税電子申告の受付を開始したのを受け、今後、中堅・大企業においても電子申告の利用が急速に進むことが予想されます。

当社では、このような環境の変化を捉え、中堅・大企業向けに「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」ほか）を積極的に推進しています。

当期においては、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（平成26年9月30日現在

の会員数は約1,100名）と連携して「連結納税」や「グループ経営管理」「平成26年度税制改正」「電子申告」「決算早期化」をテーマとしたセミナーを開催し、TKC連結グループソリューションの利用促進を行いました。また、当社システムユーザに対して、企業グループ全体の決算・申告に係る業務を網羅する当社システムの強みを生かしたクロスセールスを実施しました。その結果、決算の早期化を目的とした子会社の会計システムの統一化を図る企業が増え、FX5の利用数拡大につながりました。

さらに平成25年11月からは、電子申告システム「e-TAX法定調書」「e-TAX償却資産」、平成26年8月より「e-TAX消費税」の提供を開始し、TKC連結グループソリューションの強化・拡充に努めました。特に、e-TAX法定調書は、総務省や日本郵政スタッフ株式会社など多くの企業に採用されています。

こうした活動の結果、中堅・大企業市場を担当する企業情報営業部は6期連続の2桁成長を実現し、TKC連結グループソリューションの利用企業数は、平成26年9月30日現在で約2,300企業グループ（約1万5,100社）となっています。

なお、これらの企業グループにおいては、利用システムのコンサルタントとして紹介したTKC会員が子会社の税務顧問に就任する事例や会計・税務に関する各種コンサルティング・サービス業務を受託する事例が増え、中堅・大企業市場におけるTKC会員の関与先拡大にも顕著な成果を上げています。

② 海外展開支援

海外展開を進める中小企業及び中堅・大企業への支援策を強化するため、海外展開支援室（平成26年1月1日付）を新設しました。また、平成26年1月に中小・中堅企業の経営支援の一環として、海外展開に関する国・関係機関の各種施策などを網羅的にまとめたポータルサイト「海外展開支援ナビ」を開設したほか、各国の会計システムと連携し、親会社が海外子会社の経営状況をリアルタイムで容易に把握することのできる「海外ビジネスモニター（英語名：Overseas Business Monitor）」の提供を平成26年4月より開始しています。

さらに平成26年5月には、移転価格税制などをテーマに「海外展開リスクマネジメントセミナー」（基調講演講師：経済産業省貿易振興課）を開催しました。

(8) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全ての法律分野にわたる26万件超（平成26年9月30日現在）の判例等を収録しています。また、LEX/DBインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「TKCローライブラリー」には約85万3,000件の文献情報、46の「専門誌等データベース」を収録し、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成26年9月30日現在で約1万4,500超の機関に利用されています。

当期においても、株式会社ぎょうせいの共同販売体制によるTKCローライブラリー基本サービスセット、交通事故関連やビジネス法務関連など実務に役立つコンテンツを軸とした販売促進へ取り組むとともに、登録5年未満の弁護士を対象とした「法律事務所実務セミナー」を定期的に開催し好評を得ました。これにより、弁護士や企業法務部等の実務家への販売強化を図っています。

アカデミック市場では、厳しい経営環境にある法科大学院に対してコストパフォーマンスの高い「TKC法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用を提案し、現在71校で利用されています。また、同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援するための演習システム（「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」）に司法試験の過去問題の追加や、学生の履修登録、施設予約などの事務手続きを支援する新機能を追加するなど、大幅なレベルアップを図りました。

さらに「TKCローライブラリー（海外版）」の代理店販売は、大韓民国や台湾をはじめとするアジア諸国、ドイツ、イギリス、アメリカなど各国の裁判所や政府機関、大学、法律事務所等からの引き合いがあり、平成26年9月30日現在で50件超のライセンスが利用され、アジア諸国を中心に今後も利用拡大が見込まれています。

4. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 「TKC行政クラウドサービス」の開発・提供

地方公共団体向けクラウドサービスとして、人口50万人程度までの市区町村を対象とする「TKC行政クラウドサービス」を提供しており、その利用ユーザは約900団体に達しています。このサービスは、住民向け・基幹系・庁内情報系の各サービスを支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」により構成されます。

なかでもTASKクラウドサービスは、当社データセンター（TISC）を運用拠点として全国の市区町村が単一のパッケージシステムを共同で利用（単独利用・複数団体による共同利用のいずれも可）できることから、総務省が推進する「自治体クラウド」の観点からも注目され、基幹系（住基・税）サービスでは平成26年9月30日現在、「大槌町・野田村・普代村自治体クラウド」「埼玉県町村情報システム共同化推進協議会」（18町村）や「いばらき自治体クラウド基幹業務運営協議会」（4市町）などを含む全国約50団体で稼働しています。当期においては基幹系サービスで新たに6団体を受注しました。

なお、TASKクラウドサービスは番号制度へ対応するとともに大幅な機能強化を図り、平成27年春より「新世代TASKクラウド（番号制度対応）」として提供を開始する予定で、当期はこの開発に取り組みました。

(2) 住民向けサービスの拡充

住民の利便性向上と住民基本台帳カードの多目的利用の一環として、総務省が推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」を実現するシステムとして、「TASKクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。これは全国の

市区町村を対象にクラウド方式で提供する国内唯一のサービスで、平成26年9月30日現在で10団体において稼働しています。

(3) 法律及び制度改正等への対応

① 番号制度への対応

平成27年10月からスタートする番号制度対応に伴う各種機能の追加を図りました。また、顧客団体の円滑な制度導入を支援するため市区町村職員向け研修会を各地で開催するとともに、「条例改正のポイント」や「特定個人情報保護評価支援ツール」の提供などを行いました。

② 地方公会計の統一的な基準への対応

平成26年4月30日に公表された『「今後の新会計の促進」に関する研究会報告書』（総務省）を受け、これまで複数存在していた会計方式が一本化され、市区町村に対して今後3～5年程度のうちに「複式簿記の導入」「固定資産台帳の整備」を前提とした統一基準による財務書類の作成が求められる見込みです。当期においては、新会計基準に対応した公会計システムの提供に向けた分析・設計を進めました。

③ 社会保障と税の一体改革への対応

「社会保障と税の一体改革」の伸展に伴い、市区町村ではその対応が急務となっています。このうち社会保障制度改革では、「子ども・子育て」「医療介護」「年金」「貧困・格差・低所得者対策」の分野で各種施策が進められており、当社ではこれらに完全準拠したシステムの提供に向けた分析・設計を進めています。当期においては、平成26年10月から準備事務が開始される子ども・子育て支援新制度に対応して、事務局として6市町の実務担当者で組織されるシステム研究会の運営を支援するとともに対応システムの開発へ取り組み、平成26年9月30日現在で100団体超において採用いただきました。

5. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷及びデータプリントサービス事業を軸に製造・販売を展開しています。

当期の売上高は、前期に受注した選挙関連商品が当期はなかったことに加え、官公庁の大口スポット商品等の受注減があり、データプリントサービス関連商品の売上高が減少しました。一方でビジネスフォームの大口案件の獲得などにより、前期比2.2%増の売上高となりました。

連結貸借対照表 (平成26年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	34,944	流動負債	13,281
現金及び預金	23,625	買掛金	3,296
受取手形及び売掛金	7,685	短期借入金	328
リース投資資産	31	リース債務	56
商品及び製品	320	未払金	3,710
仕掛品	428	未払法人税等	1,783
原材料及び貯蔵品	121	未払消費税等	633
繰延税金資産	2,130	賞与引当金	2,708
その他	637	その他	764
貸倒引当金	△ 37	固定負債	2,078
固定資産	40,321	リース債務	164
有形固定資産	13,668	退職給付に係る負債	1,084
建物及び構築物	5,364	その他	829
機械装置及び運搬具	443	負債合計	15,359
工具、器具及び備品	1,011	純資産の部	
土地	6,334	株主資本	58,102
リース資産	84	資本金	5,700
建設仮勘定	428	資本剰余金	5,409
無形固定資産	2,744	利益剰余金	47,399
ソフトウェア	835	自己株式	△ 406
ソフトウェア仮勘定	1,877	その他の包括利益累計額	388
その他	31	その他有価証券評価差額金	388
投資その他の資産	23,908	新株予約権	100
投資有価証券	6,702	少数株主持分	1,315
関係会社株式	148	純資産合計	59,906
長期貸付金	17	負債及び純資産合計	75,266
繰延税金資産	2,694		
長期預金	12,700		
差入保証金	1,349		
長期リース投資資産	100		
その他	195		
資産合計	75,266		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		54,502
売上原価		20,389
売上総利益		34,112
販売費及び一般管理費		27,920
営業利益		6,192
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	101	
受取地代家賃	35	
持分法による投資利益	12	
その他	43	212
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	0	
その他	0	3
経常利益		6,401
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産除却損	35	
減損損失	21	65
税金等調整前当期純利益		6,338
法人税、住民税及び事業税	2,767	
法人税等調整額	△ 36	2,731
少数株主損益調整前当期純利益		3,607
少数株主利益		3
当期純利益		3,604

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,700	5,409	44,966	△ 194	55,880
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,171		△ 1,171
当期純利益			3,604		3,604
自己株式の取得				△ 211	△ 211
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,433	△ 211	2,221
当期末残高	5,700	5,409	47,399	△ 406	58,102

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	172	172	55	1,312	57,421
当期変動額					
剰余金の配当					△ 1,171
当期純利益					3,604
自己株式の取得					△ 211
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	216	216	45	2	263
当期変動額合計	216	216	45	2	2,484
当期末残高	388	388	100	1,315	59,906

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
- (2) 連結子会社の名称
東京ラインプリンタ印刷株式会社
株式会社スカイコム
TKC保安サービス株式会社
子会社は全て連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 1社
- (2) 持分法適用関連会社の名称
株式会社TKC出版

3. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
 - a. 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b. 時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 1) 商品・原材料
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 2) 製品
進捗度を加味した売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 3) 仕掛品
進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 4) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 1) ソフトウェア
a. 市場販売目的のソフトウェア
将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
 - b. 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間を5年とする定額法
 - 2) その他
定額法

- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準
 - ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト
……………工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - ②その他のプロジェクト……………工事完成基準
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ①消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
 - ②連結納税制度を適用しております。

II 会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更しております。

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しているため、当該変更による影響はありません。

III 追加情報

（退職給付信託の設定）

当社は、当連結会計年度において、退職給付財政の健全化を図るため、退職給付信託に現金3,000百万円を拠出しました。これにより、退職給付に係る負債の残高が同額減少しております。（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については、従来の37.8%から35.4%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は144百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

IV 連結貸借対照表に関する注記 有形固定資産の減価償却累計額

21,382百万円

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	26,731	-	-	26,731
合計	26,731	-	-	26,731
自己株式				
普通株式(注)	118	91	-	209
合計	118	91	-	209

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加91千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加90千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月20日 定時株主総会	普通株式	585	22	平成25年9月30日	平成25年12月24日
平成26年5月12日 取締役会	普通株式	585	22	平成26年3月31日	平成26年6月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年12月19日 定時株主総会	普通株式	583	利益剰余金	22	平成26年9月30日	平成26年12月22日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 85,800株

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり

会社概要

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1. 商号 | 株式会社TKC |
| 2. 英文社名 | TKC Corporation |
| 3. 本店所在地 | 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地 |
| 4. 設立年月日 | 昭和41年10月22日 |
| 5. 資本金 | 57億円 |
| 6. 発行済株式の総数 | 26,731,033株 |
| 7. 従業員数 | 連結：2,503名／個別：2,203名 |
| 8. ホームページアドレス | http://www.tkc.jp/ |
| 9. 主要な事業所 | |

栃木本社（本店）	栃木県宇都宮市
東京本社	東京都新宿区
システム開発研究所	栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター	栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（9拠点）	北海道 東北 栃木 東京 中部 関西 中四国 九州 沖縄
	北海道札幌市 宮城県仙台市 栃木県宇都宮市 東京都練馬区 愛知県春日井市 大阪府茨木市 岡山県岡山市 福岡県古賀市 沖縄県那覇市
統括センター（7拠点）	北日本 関東信越 首都圏 東海北陸 近畿 中四国 九州
	宮城県仙台市 埼玉県さいたま市 東京都新宿区 愛知県名古屋市 大阪府大阪市 岡山県岡山市 福岡県福岡市
SCGサービスセンター（56拠点）	
地方公共団体事業部地域営業所（11拠点）	
サプライ事業部支社（2拠点）	

10. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東京ラインプリンタ印刷株式会社	100百万円	55.0%	印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売
TKC保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・営繕及び清掃業務
株式会社スカイコム	403百万円	89.8%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売

ます。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を繰り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	23,625	23,625	-
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	7,685 △37		
	7,648	7,648	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	6,248	6,248	-
(4) 長期預金	12,700	12,702	2
資産計	50,223	50,226	2
(1) 買掛金	3,296	3,296	-
(2) 未払金	3,710	3,710	-
負債計	7,006	7,006	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額453百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額148百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の「(3) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,205円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 135円55銭 |

Ⅷ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

役員 の 状 況 (平成26年12月19日現在)

取 締 役 会 長	飯 塚 真 玄
代表取締役社長執行役員	角 一 幸
代表取締役副社長執行役員	岩 田 仁
代表取締役専務執行役員	飯 塚 真 規
取 締 役 常 務 執 行 役 員	湯 澤 正 夫
取 締 役 常 務 執 行 役 員	魚 谷 仁 司
取 締 役 常 務 執 行 役 員	伊 藤 誠
取 締 役 執 行 役 員	飛 鷹 聡
取 締 役 執 行 役 員	伊 藤 義 久
社 外 取 締 役	齋 藤 保 幸
社 外 取 締 役	芦 川 浩 士
常 勤 監 査 役	櫻 岡 敏 明
常 勤 監 査 役	飯 田 正 孝
社 外 監 査 役	永 田 智 彦
社 外 監 査 役	高 島 良 樹

株 主 MEMO

1. 事業年度 毎年10月1日から翌年9月30日まで
2. 定時株主総会 毎年12月に開催します。
3. 単元株式数 100株
4. 基準日 (1)定時株主総会・期末配当基準日
毎年9月30日
(2)中間配当基準日
毎年3月31日
5. 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先・電話照会先 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-232-711 (フリーダイヤル)
7. 事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
8. 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について 株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様におかれましては、特別口座の管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。 電話番号：0120-782-031 (フリーダイヤル)
9. 買取・買増の手数料 以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数又は買増した単元未満株式の数で按分した金額(算式)
1株当たりの買取価格又は1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち
100万円以下の金額につき 1.150%
(注) 1単元当たりの算定額が2,500円に満たない場合は、2,500円とする。
10. 未払配当金の支払いについて 三菱UFJ信託銀行株式会社(上記6.郵便物送付先・電話照会先)にお申出ください。
11. 配当金計算書について 配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。確定申告をなされる株主様は大切に保管ください。
ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。
12. 株主様のご住所・お名前に関するご案内 株券電子化に伴い、株主様のご住所・お名前前の文字に、株式会社証券保管振替機構(ほふり)が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部又は一部をほふりが指定した文字又はカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。
なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。